

随 想

意思形成過程の情報公開

東京工業大学教授

原 科 幸 彦

無用な混乱は生ずるか

よく、意思形成過程の情報を公開すると、無用な混乱を生ずるおそれがあるから公開はできないと言われる。これは本当だろうか。

民主主義社会では自由な議論ができることが保証されなければならない。例えば、今日の重要な課題である環境問題では、環境面と社会・経済面のバランスをどう取るかで考え方が異なり、様々な意見があり得る。だから、多様な意見が出せないようでは、その社会はむしろおかしいと言わねばならない。

環境問題の解決には、行政だけでなく、国民、事業者という社会各層の協力が必要である。これら様々な主体が意見を表明し議論を重ねることに、社会的に公正で、合理的、効率的、安定な解決策を得ることができる。問題解決には多様な意見が対立することこそ必要で、いわゆる混乱とは、有用で必要なものである。

自由な意見の表明が阻害されるか

また、審議会公開などの要求に対して、よく言われる非公開の理由は、自由な意見の表明が阻害されるとのことである。これもおかしい。

専門家とはその専門領域において個別の利害を超えて客観的に正しい情報を提供し、専門家としての判断を行うことに役割がある。従って、自由に意見を表明できないような専門家はそもそも委員会や審議会の委員たる資格はない。専門家としての襟度を保たねばならない。

もし、発言に対し脅迫などを受けるようなこと

があれば、これには厳重に対処するシステムを作ることこそ本質である。密室での議論により生じる弊害は甚大である。

土地の買占めが生ずるか

さらに、もう一つ、立地点などの計画情報を公開することにより生ずるとされる土地の買占めについても何ら合理的な根拠がない。この言明に多くの人がだまされている。

買占めはどのような時に有効だろうか。密かに計画の意思決定がなされ、それが公開されず特定少数の人だけが知っているときに生ずる。計画の確定していない段階で情報が公開されれば、立地点が分からないのだから買占めなど生じない。また、自分の土地に立地する可能性があれば、土地を手放す地主などいるはずもない。

計画の意思決定の情報が公開されず、しかも、特定少数者だけが知っているからこそ、土地の買占めは生じるのである。その結果、公共主体は高い価格で土地を購入することになり、不公正と共に社会的に大きな非便益を生ずる。

このように、情報公開を拒む理由とされているものは、いずれも極めて根拠が薄弱である。逆に意思形成過程の情報公開によって大きな社会的便益が生ずることを知るべきである。

社会の監視の目にさらせば、行政は合理性を欠く判断はできなくなる。また、行政が良い成果をあげれば、社会は評価してくれる。情報公開は行政にとっても大きなプラスがあるのである。

環境計画への住民参加、これが筆者の専門領域である。環境アセスメントもこの観点から、重要な領域と位置付けている。環境計画にとっても、環境アセスメントにとっても、情報公開は不可欠な条件であるが、行政は情報公開に対し消極的であった。

今年五月に成立した情報公開法は二年後から施行される。これにより国の行政情報は原則公開となる。意思形成過程の情報も原則公開だが、これは例外的に非公開にしうる場合があると規定された。だが、意思形成過程の情報を非公開にする正当な根拠はあるのか。